

昨年末に特定秘密保護法が成立した。政府・与党が米国の要請に応じてこの法案の成立を急ぐ政治的状況は理解できるが、指定分野の拡大解釈、政府・官僚への不信、チェック機能の不全、情報公開の不徹底、「知る権利」の侵害など欠陥だらけの法律なので反対である。目的は4分野に限定したとしても捜査の過程では必ず拡大解釈される。警察の水面下の動きを抑えることは誰にもできない。国民は警察の監視に怯え、原発反対や今回の特定秘密法案や戦争反対のデモや集会に参加できず萎縮してしまう。そこが一番の問題点である。

原発問題も原発輸出に絡めば外交機密になり、エネルギー・シフトもシェール・ガスや天然ガスなどに絡めて外交機密扱いにすることもできる。日本が将来、再生可能エネルギーで自給しようとしても、米国からの圧力に屈して自給率を上げられないことがあっても、すべて外交機密にされてしまう。政府に都合の悪い秘密はすべて特別管理秘密にされる。すでに官僚が米国に都合の良い行動をしたことが、wikileaksからの情報漏洩によって明らかにされた。日本で特定秘密の情報公開を60年先に引き延ばしたとしても、米国の情報公開制度やwikileaksからの漏洩によって明らかにされる可能性は高い。外国の機密を守れても日本の特定秘密は漏洩することを覚悟しておいた方がよい。

先の大戦の戦前・戦中においては政治的弾圧を懸念する多くの文化人が反対の意思を表明したが、その文化人の中に建築家はいない。建築物の保存など以外の社会的な関心事で建築家（建築・都市計画の専門家）が社会的声明を発することがなくなって久しい。建築家が社会的存在でなくなったことと、世間が建築家を社会的存在だと認識していないことの現れだと思われる。日頃から建築家の存在が埋没している以上、建築物や町並みの保存のときにだけ声明を発表しても、

公共施設における民主的手法の確立を求める

江原幸吉

誰も耳を貸そうとはしない。

新国立競技場案をめぐる、槇文彦氏が「新国立競技場案を神宮外苑の歴史的文脈の中で考える」という文章を発表し、物議を醸している。内容としては、建物規模の縮小、座席数の縮小、コストダウン、住民投票などについて共感できることが多い。しかし、槇氏がとってつけたように、競技場のコンペにおいてなぜ「歴史的文脈」という言葉を持ち出したのか理解できない。筆者も町並み保存運動や景観において「歴史的文脈」という言葉をしばしば使うが、今回の新国立競技場のコンペの是非をめぐる論争で引き合いに出されることに違和感を覚える。「歴史的文脈」は多くは景観や町並みや工法などに関して使われるが、今回の場合ももっと広範な意味を含んでいるように思われる。「歴史的文脈」に沿って考えると東京体育館はどのように捉えられるのか、東京体育館と新国立競技場のザハ・ハディド案は何か違うのか理解しがたい。デザインなのか、規模なのか、位置なのか。

朱鷺メッセ連絡橋落下事故の際には口をつぐんでいた槇氏が、今回の件では、公共施設のコンペにおけるプログラムを誰がつくるか、コンペのあり方、「歴史的文脈」に踏まえた景観とは何か、意志決定の方法などについて問題提起した。長年、町並み保存や景観問題に憂いを抱いていた筆者にとっては、「歴史的文脈」を踏まえた景観について建築界で議論が再燃することを期待したい。

もう一つは、公共施設建設における民主的手法の問題である。槇氏の問題提起はコンペの最初でされるべきであった。「歴史的文脈」を重要視するのであれば、審査委員長の人選は誤りである。公共施設建設においては、プログラムの決定においても、審査委員の人選においても、入選案の決定においても、市民の意思が反映されるようにすべきである。海外でできて日本でな

ぜできないのか。

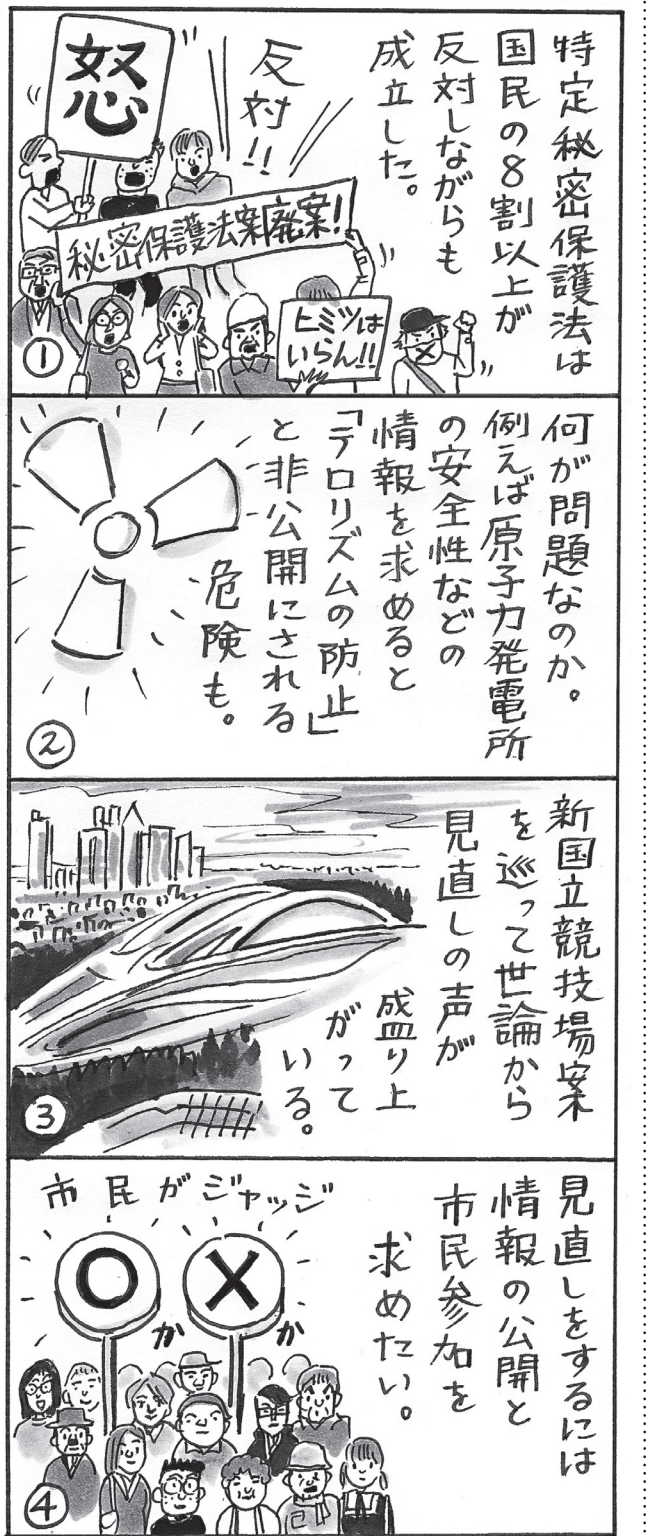
特定秘密保護法は国民の8割以上が反対しているが、官僚(特定秘密保護法においては警察官僚)にとって有利な悪法がなぜ次々にできてしまうのか。日本では民主的手法がないがしろにされているからである。筆者は本誌で何度も「公職任命コミッショナー制度」について触れてきた。日本では内閣発議立法の法律案は、原案を官僚がつくり、官僚が都合よく人選した審議会を経て法律案をつくり、内閣から国会へ提出され審議される。国会議員はそれぞれの専門家ではないので、法律案の技術的問題や詳細にまでは考えが及ばない。そこが官僚および審議委員のねらいでもある。官僚も審議委員も、その法律によって社会的混乱が生じてても何の責任もとらない。「公職任命コミッショナー制度」を創設し、審議委員の人選にあたって市民の意思が反映されるだけでも社会は大きく変わる。

建築界がもし、市民に開かれた方向に移行しようという意思があるのなら、公共施設においての透明性や市民の意思を反映させるために、プログラムの決定、審査委員の人選、入選案の決定において市民の意思を確認するプロセスを入れるべきである。槇氏の今回の問題提起は大変重い決意があつてのものと思われるので、建築界は民主化についてよく議論すべきである。建築界が、ものも言わず、孤高を続けないことを祈る。

- 「新国立競技場案を神宮外苑の歴史的文脈の中で考える」JIA機関誌
http://www.jia.or.jp/resources/bulletins/000/034/0000034/file/bE2fOwgf.pdf
- シンポジウム「新国立競技場案を神宮外苑の歴史的文脈の中で考える」JIA機関誌
http://www.jia.or.jp/resources/bulletins/000/037/0000037/file/lf4D1k9t.pdf
- 公職任命コミッショナー～市民のための法制度を実現する方法
http://eritokyo.jp/independent/commisionmer1.pdf
- 内藤廣 「建築家諸氏へ」
http://www.naitoaa.co.jp/090701/top/forarchitects.pdf

えはら・こういち | 木の建築設計

1962年東京都生まれ。1987年東京理科大学建築学科卒業。1996年木の建築設計設立



マンガ=上田隆